

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月22日（平成28年（行情）諮問第171号）

答申日：平成28年9月28日（平成28年度（行情）答申第353号）

事件名：昭和29年のビキニ水爆実験に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「1954年のビキニ水爆実験に関する関連文書の一切」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成27年10月21日付け国広情第209号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）以下のことから原処分は妥当ではない。

日本政府は1954年3月に「第五福竜丸善後措置に関する打合せ」という省庁連絡会議を設置し、運輸省からは事務次官が出席している。なお、打合会は8月末まで17回の会議を開いている。また、外務省が公開した文書「南部太平洋方面就航船舶の放射能検査の結果について」では運輸省海運局から外務省アジア局宛ての文書の中に商船や大型船、指定5港以外の漁船など計400隻分の放射能検査結果が記載されている。このことから、国土交通省に関連するビキニ水爆実験に関する資料は存在していると考えられる。

（2）以上のとおり、原処分は法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本異議申立てを行った。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

（1）本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を

求めてなされたものである。

- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書は保有しておらず不
存在のため、法9条2項に基づき、不開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、異議申立人は、原処分を取り消すとの決定を求めるとし
て諮問庁に対して本件異議申立てを提起した。

2 異議申立人の主張について

（省略）

3 本件対象文書の不存在の理由について

(1) 文書の探索について

本件開示請求を受け、処分庁は、関係部署にて行政文書ファイル管理
簿及び移管・廃棄簿等を確認するとともに、事務室内の書架、机及び倉
庫の探索を行ったが、本件対象文書に該当する行政文書の存在を確認す
ることができなかつたと説明する。

諮問庁としても、本件異議申立てを受け、再度、処分庁に対して、本
件対象文書に該当する行政文書の探索を指示したが、処分庁からは、現
在の文書管理規則での最長の保存期間は30年であり、本件対象文書に
該当する行政文書の存在を確認することができなかつたとの報告を受け
ている。

(2) 国立公文書館への移管について

念のため、処分庁において、国立公文書館への移管の有無について確
認したところ、1954年以降に本件対象文書に係る行政文書を国立公
文書館へ移管した事実も確認することはできなかつたとの報告を受け
ている。

4 結論

以上のことから、本件対象文書について、その存在を確認できなかった
ため、法9条2項により不開示とした原処分は妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月11日 審議
- ④ 同年9月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「1954年のビキニ水爆実験に関する関連文書の一切」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文
書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、国土交通省において本件対象文書を保有しているはずで

あると主張して原処分取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書を保有している可能性が高いと考えられた海事局において、行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿等を確認するとともに、関係課室の事務室内の机、書架、倉庫等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

イ 「ビキニ水爆実験」が行われた昭和29年の直近で確認することができた「運輸省文書管理規則」（昭和40年運輸省訓令第18号。平成13年に制定された国土交通省文書管理規則（平成13年国土交通省訓令第2号）により改正されるまで運輸省で適用されていたもの。以下「旧管理規則」という。）によれば、文書の保存期間は、永久、10年、5年、3年又は1年とされており、このうち、永久は、法律・政令・省令等に関するもの、条約その他の国際間の取決めに関するもので重要なもの、所管の特殊法人の予算・事業計画の認可に関するもの等、旧管理規則の別表第3において列記されたものである。

ウ 仮に当時、異議申立人が異議申立書（上記第2の2（1））において主張する1954年（昭和29年）に開催されたという「第五福竜丸善後措置に関する打合会」に関する文書等、本件対象文書に該当する文書が存在していたとしても、その保存期間は、旧管理規則別表第3に列記された永久の文書には該当せず、長くても10年であったと考えられ、上記アの探索によっても本件対象文書の存在を確認することができなかったことから、具体的にその廃棄時期を示すことはできないが、既に廃棄されたものと推測される。

エ 本件異議申立てを受け、再度、異議申立人が文書の存在を主張する、当時の運輸省海運局の後継組織である海事局等において、事務室内の書架、倉庫等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から旧管理規則の提示を受け確認したところ、その内容は、諮問庁が上記（1）イで説明するとおりであり、本件対象文書は、探索の結果その存在を確認することができず廃棄されたものと推測される旨の諮問庁の上記（1）の説明は、特段、不自然・不合理なものとはまではいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、国土交通省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋